

## 利用料金

(1)介護老人福祉施設(1ヵ月当たりについては30日の月の概算)

※端数処理のため、1円単位の相違の可能性があります。

(単位)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 要介護度別単位数		573	641	712	780	847
加 算	② 日常生活継続支援加算 注1	36/日				
	③ 看護体制加算(1)・(2) 注2	12/日(4+8)				
	④ 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 注3	16/日				
	⑤ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 注4	12/日 + 20/月				
	⑥ 精神科医療指導加算 注5	5/日				
	⑦ 自立支援促進加算 注6	300/月				
	⑧ 科学的介護推進体制加算 注7	50/月				
	⑨ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3% 注8	1,659	1,828	2,005	2,175	2,341
	⑩ 特定処遇改善加算(Ⅰ)2.7%	540	595	652	707	762
⑪ 1ヵ月当たりの単位数		22,189	24,453	26,817	29,082	31,313
⑫ 1ヵ月当たりの総額		236,978 円	261,158 円	286,405 円	310,595 円	334,422 円
⑬ 1ヵ月当たりの自己負担額		1割負担	2割負担	3割負担		
		23,698 円	26,116 円	28,641 円	31,060 円	33,443 円
		47,396 円	52,232 円	57,281 円	62,119 円	66,885 円
		71,094 円	78,348 円	85,922 円	93,179 円	100,327 円

注1 要介護度の高い高齢者に対して質の高いケアを実施することに対する加算

注2 常勤の看護師配置や手厚い看護職員の配置等に対する加算

注3 手厚い夜勤職員の配置と喀痰吸引の実施できる職員に対する加算

注4 計画的に機能訓練を行っていることに対する加算

注5 精神科医による療養指導が月2回以上行われている事に対する加算

注6 重度化防止のため、医師の関与の下、機能訓練・介護等を行う取り組みに対する加算

注7 厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用により質の向上を図る取り組みを推進することに対する加算

注8 介護職員人件費及び定着率を向上させるための加算

※当施設利用料の概算は上記のとおりですが、下記に該当する場合はその単位が加算されます。

なお、介護職員処遇改善加算も下記の該当単位を加えた上で算出するため、自己負担額が変わります。

実 施 加 算	初期加算	30 単位(32 円)/日	入所日から30日以内の期間の場合入院後の再入所も同様
	療養食加算	6 単位(7 円)/回	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
	看取り介護加算(死亡日)	1,280 単位(1,367 円)/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	(死亡日以前2日又は3日)	680 単位(726 円)/日	
	(死亡日以前4日以上30日)	144 単位(154 円)/日	
	(死亡日以前31日以上45日)	72 単位(77 円)/日	
	安全対策体制加算	20 単位(21 円)/回(入所時)	事故発生の防止と発生時に適切な対応を推進
	外泊時費用加算(6日程度)	246 単位(257 円)/日	病院への入院及び居宅における外泊を認めた場合
	排泄支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ)	10・15・20 単位/月	排泄に介助を要する利用者の状態が軽減した場合
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	3 単位/月又は13 単位/月	褥瘡の発生予防に計画的に取り組んだ場合
	口腔衛生管理加算	110 単位(117 円)/月	歯科衛生士が介護職員に対して技術的助言及び指導を行う
	配置医師緊急時対応加算	650 単位/回	配置医が早朝又は夜間に訪問し診療を行った場合
	退所前後訪問相談援助加算	460 単位(481 円)/1回	退所前後に居宅に訪問し、退所後の相談援助を行った場合
	退所時相談援助加算	400 単位(418 円)/1回限り	退所時に退所後の相談援助を行った場合
退所前連携加算	500 単位(523 円)/1回限り	退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、情報提供、連携を行った場合	

(2) 居住費(多床室)・食費と段階別事故負担上限額 (一日当たり)

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費	(1)の1割負担合計額が下記の一定の上限を超えた場合には、申請により払い戻されます。 (高額介護サービス費)	
第1段階	生活保護受給者		0	300円		自己負担上限
第2段階	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者			15,000円	
		合計所得額と年金収入額の合計が年間80万円以下 資産650万円以下(夫婦1650万円以下)	370円	390円	15,000円	
第3段階①	住民税非課税世帯	合計所得額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下 資産550万円以下(夫婦1,550万円以下)	370円	650円	24,600円	
第3段階②		合計所得額と年金収入額の合計が年間120万円超 資産500万円以下(夫婦1,500万円以下)	370円	1,360円	24,600円	
第4段階	住民税課税世帯で第5段階以外の方		855円	1,580円	44,400円	
第5段階	課税所得145万円以上の方		855円	1,580円	44,400円	

※生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、認定証記載事項内容に応じた軽減が受けられます。

(3) 保険給付外サービス利用料金

	保険給付外サービス利用料金	利用者負担要因	備考
日常生活等に要する費用	・日用品費 身の回り品として日常生活に必要な費用 ①常時提供品(ティッシュ・ウェットティッシュ 歯ブラシ・歯磨き・義歯洗浄・シャンプー・タオル等) ②個別提供品	110円 実費	1日
	・事務手数料(請求・立替金他)	50円	1日
	・行事(特別献立の食事会、お楽しみ会、外出行事等)	実費	
	・園内喫茶の費用		
	・クラブ活動の材料費	実費	
	・訪問美容代	実費	
	・訪問歯科医による歯科診療費	実費	保険診療ができます
	・クリーニング代	実費	
	・買物代行料	100円	1回当たり
	・外出等付き添い者の公共交通機関の交通費等	実費	
	・外出等車両運行料	実費	
	・インフルエンザ予防接種料	2,500円	1回当たり
	・預かり通帳管理料	1,800円	1ヶ月当たり
	・サービス提供記録の複写料	10円	1枚当たり(両面)
	・写真プリント代	50円	1枚当たり
	・写真CD制作料	300円	1枚当たり
	・遺留品処分料	5,000円	家電等のリサイクル料金は別途
・利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品 その他の費用	実費		

(注)1. 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

2. 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容をご説明します。